

デビットサービス規定（抜粋）

以下の条項を一部変更・削除いたします〔赤字部分を変更・削除〕

改定前	改定後
第 3 条（カードの機能・種類等） 3.カードには「デビット付きキャッシュカード（nanaco 一体型）」と「デビット付きキャッシュカード（nanaco 紐付型）」の 2 種類があり、お客さまは本サービスの申込時にどちらか一方を選択するものとします。 (2025 年 2 月 28 日改定)	第 3 条（カードの機能・種類等） 3.カードには「デビット付きキャッシュカード（nanaco 一体型）」と「デビット付きキャッシュカード（nanaco 紐付型）」の 2 種類があります。、お客さまは本サービスの申込時にどちらか一方を選択するものとします。 (2025 年 8 月 27 日改定)